

広島県告示第九百八十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の四第二項の規定によって、港湾区域内に放置されていた工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）を撤去し、同条第三項の規定によって、保管した。

令和五年七月二十七日

地方港湾蒲刈港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 工作物等の名称又は種類、形状及び数量

FRP製小型船舶 一隻

二 当該工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を撤去した日時

呉市蒲刈町向字北刈浜三二〇八番四（蒲刈港刈浜第二野積場） 令和五年五月二十九日

八時三十分

三 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

令和五年五月二十九日八時三十分 呉市蒲刈町向字北刈浜三二〇八番四（蒲刈港刈浜第

二野積場）

四 当該工作物等の所有者等の行うべき措置

当該工作物等の所有者、占用者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、広島県西部建設事務所呉支所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

五 撤去等に要した費用の負担者

当該工作物等の撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

六 問合せ先

呉市西中央一丁目三番二五号

広島県西部建設事務所呉支所管理課管理第一係

電話（〇八二三）二二一五四〇〇